

清須市緊急通報システム事業委託業務仕様書

1 目的

緊急通報システムは、ひとり暮らし高齢者等（以下「利用者」という。）の緊急事態に対処するため、通報に必要な機器を設置し、利用者からの通報等に対応することにより、日常生活の不安解消、安全確保を図る。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託業務内容

(1) 機器及びサービス内容

ア 通報機器設置

イ 生活活動感知器設置(利用者が必ず利用する部屋などに一定時間動きを感じするセンサー)

ウ 利用者宅駆けつけ

エ 救急車の要請、緊急連絡先に連絡

オ その他受託者特有のサービス

(2) 受託者の対応

ア 利用者から通報を受けた場合、利用者に連絡、確認を行う。

イ アの状況により、利用者宅に駆けつけ、救急車の要請、緊急連絡先に連絡など適切に対処する。

ウ ア、イで対応した内容に関して必要に応じ、委託者に報告する。

4 機器の設置

(1) 受託者は、委託者から設置依頼があったときは、原則として1か月以内に指定場所に設置すること。また、1か月以内に設置できない場合は、委託者にその理由を連絡すること。

(2) 受託者は、利用者と日程調整し、設置日を委託者に連絡すること。

5 機器の撤去

(1) 受託者は、委託者から撤去依頼があったときは、利用者、緊急連絡先などに連絡をとり、速やかに撤去するものとする。

(2) 受託者は、撤去日を委託者に連絡すること。

6 機器の維持、保守

(1) 受託者は機器が正常に作動するように努め、適宜、点検等すること。

(2) 利用者から機器の故障他不具合が生じた場合、速やかな復旧に努めるこ

と。

7 機器の所属

機器の所属は受託者に属するものとする。また、利用者の責めに帰すべき理由により、機器の一部又は全部が破損、紛失、処分した場合は、受託者はその損害額を利用者に請求することができる。

8 通信料金等の負担

- (1) 機器の回線使用料金、電気料金は利用者が負担するものとする。
- (2) 機器の稼働に必要となる、電池、電池交換に要する費用、作業などは受託者が負担するものとする。

9 業務委託料

受託者は機器を設置した月の翌月分から委託者に請求するものとする。ただし、機器を撤去したときは、日割り計算せず1か月分請求するものとする。

10 委託料の支払

受託者は毎月1回前月分の業務報告書を添えて翌月10日までに委託料の請求するものとし、委託者はこれを審査し、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

11 再委託

受託者は委託業務について再委託したいときは、あらかじめ委託者の承認を得なければいけない。

12 服務規程

機器の設置、撤去、保守を行う者、利用者宅に駆けつけた者は、常に身分証明書を携帯し、利用者等から身分証明書提示の要求があったときは直ちに提示すること。